

土地・家屋の現地調査を行っています！

固定資産税の対象となる土地・家屋は、基準日である毎年1月1日の現況に基づき課税されます。税務課では、課税台帳と現況を照合するため、町内の土地・家屋の調査を随時行っています。ご理解とご協力をお願いします。

以下に当てはまる場合はご連絡ください

- ・家屋を新築、増築したとき
- ・家屋を取り壊したとき
- ・土地の利用状況を変更したとき（太陽光発電施設用地など）

新築・増築の家屋調査にご協力ください！

居宅や物置、車庫などを新築・増築した場合、翌年度から固定資産税が課税されます。税務課では、税額の基礎となる評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

調査に当たっては、家屋の完成後、ご案内のお手紙や訪問等で所有者へ連絡し、日程を調整します。調査時間は所有者もしくは代理の方の立会いのもと、30分～1時間程度を予定しています。

調査時にご用意いただくもの

- ・家屋の立面図、平面図の写し
- ・長期優良住宅認定通知書の写し（認定を受けた方のみ）
- ・工事請負契約書の写し（本体施工が町内業者の方のみ）



課税対象となる家屋とは？

課税対象となる家屋とは、原則として以下の3つの要件をすべて満たす建物となります。

土地への定着性	基礎工事が施されているなど土地に建物が固着していること。
外気分断性	屋根があり、三方以上が周壁に囲まれていて、雨風をしのげる状態であること。
用途性	住宅、店舗、車庫、物置など、それぞれの目的とする用途に使用することができる状態であること。

【問合せ先】 税務課 資産税グループ ☎ 029-240-7114（直通）

県税事務所からのお知らせ

不動産取得税の課税免除等について

茨城県では、企業立地等の促進を図るため、県内において事業用施設や事務所を新設・増設した企業等が利用できる「県税の特別措置」を設けています。

県税の特別措置の一例

- ・対象事業（製造業、情報通信業、運輸業等）の用に供する事務所または事業所を、県内に新設または増設し、県内における従業者が5人以上増加した法人
 - 課税免除
- ・県内において、本社機能の移転または拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた法人等
 - 不均一課税

県税の特別措置を利用するにあたっては、各種の要件があり、期限（不動産を取得した日から60日以内）までに手続きが必要です。詳しくは、茨城県水戸県税事務所までお問い合わせください。

【問合せ先】 茨城県水戸県税事務所 ☎ 029-221-4820（課税第二課）

2025年農林業センサスにご協力ください

令和7年2月1日を基準日とし、全国一斉に農林業センサスが下記のとおり実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策や食料計画策定などの資料となる重要な調査です。

調査のため令和7年1月中旬から、農林業を営んでいるみなさまのところに、県より委嘱を受けた調査員が訪問して聞き取り、調査対象となる基準を満たしているか確認します。調査対象となった場合、調査員が調査票の記入を依頼します。

お手順をおかけしますが、ご協力をお願いします。

調査の目的

農林業センサスは、5年ごとに、我が国の農林業を営む方や農山村の実態を明らかにする調査です。農林業に関する最も基本的で、重要な統計を作成することを目的としています。

調査期日

令和7年2月1日（土）

調査対象

農業・林業を営む世帯や組織

調査内容

経営している農業の種類、経営耕地面積、農産物の生産状況など

回答方法

- ①調査員が、調査に該当するか聞き取り、調査票を配布
- ②オンラインによる回答か、調査員に調査票を提出

◆統計法では、調査対象世帯が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員をはじめとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。また、調査票は、統計調査以外の目的には使用しませんのでご安心ください。

◆統計法により、統計調査への回答は義務となっており、虚偽の報告や調査にご協力いただけない場合の罰則規定もあります。しかし、統計調査はその趣旨をみなさまにご理解いただくことによって成り立つものです。みなさまのご協力なしには正確な統計はできませんので、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

農林業センサスについての詳細はこちら

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室
農林業センサス統計第1、2班
☎ 03-3502-5648

そのほか詳しくは農林業センサスWebサイトをご覧ください。



明るい農林業・農山村を次世代へつないでいくためには、農林業センサスへのみなさま一人ひとりのご協力が必要です。

調査へのご協力をよろしくお願いします。

【問合せ先】 地域政策課 ☎ 029-215-8003（直通）